

恵那市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

1. 本人通知制度とは

この制度は、恵那市において、この申込書により事前登録をした者（以下「登録者」という。）が通知の対象とした住民票の写し等（注1）を、本人等（注2）の代理人又はその者以外の方（以下「第三者（注3）」という。）に交付した場合に、その事実を通知するものです。なお、登録者と同一の住民票、戸籍等に記載されている方であっても、登録されていなければ通知の対象とはなりません。

（注1）住民票の写し等とは、住民票の写し及び住民票記載事項証明書、戸籍の附票（除附票を含む。）の写し、戸籍（除籍を含む。）全部（個人・一部）事項証明書、謄抄本、記載事項証明書、各種証明書等をいいます。

（注2）本人等とは、住民票関係は登録者本人又は同一世帯に属する方、戸籍関係は登録者本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属の方をいいます。

（注3）第三者とは、本人等の代理人又はその者以外の方（国又は地方公共団体の機関を除く。）をいいます。

2. 第三者に登録者の住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に恵那市住民票の写し等交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

3. 通知書に記載される内容は、次のとおりです。

- （1）住民票の写し等の交付年月日
- （2）交付した住民票の写し等の種別及び通数
- （3）交付した住民票の写し等の交付請求者の区別

4. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、恵那市個人情報保護条例の範囲内において、同条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。

5. 登録の申込みができる方は、恵那市に住民登録又は本籍のある方です。登録の申込み受付は、恵那市役所市民課（各振興事務所窓口）で行います。

6. 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合はその翌日）となります。登録日以降の住民票の写し等の交付が通知の対象となります。

7. 郵便又は信書便（以下「郵便等」という。）による登録の申込みは、次のいずれかに該当する場合に行うことができます。

- （1）登録を希望される方又は登録している方が、疾病その他やむを得ない理由等により直接申し込みをすることができないとき。
- （2）他の市区町村に居住しているとき。

8. 登録期間に期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。

9. この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、登録された方が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

10. 本制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とするものです。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意の上お申し込みください

※ この制度に登録すると、登録者の恵那文化センターでの住民票の発行は、できなくなります。